

報告事項 1

分限免職処分取消請求事件について

のことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年1月16日

教 職 員 課

分限免職処分取消請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人）：中学校の元教諭

被告（被控訴人、被上告人）：愛知県

2 事件の概要

(1) 請求の原因

原告は、休職期間の満了にあたり、平成26年10月3日付け復職審査願を提出し、健康審査会委員の審査を受けたが、同審査会の答申を受け、県教育委員会は、平成26年11月28日付けで事後措置をA1と決定した。

これを踏まえ、県教育委員会は、原告が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと判断し、休職期間3年満了となる平成26年12月14日付けで分限免職処分とした。

(2) 主張の内容

原告は、学校への不信感から多少不安定になることはあっても、全体的に順調に推移し、良い状態を保ち続けていた。

県教育委員会は、原告のこのような状態を無視して分限免職処分を行ったといえ、原告が公務員として立場を失うという重大な結果になることを考えて、特に慎重に処分事由の有無を判断したとは考えられない。

よって、原告を分限免職処分とした判断は、裁量権の逸脱又は濫用であって違法な処分であることから取り消されるべきである。（提起日：令和2年9月11日）

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和3年7月19日）

控訴審判決 県側勝訴（令和4年4月26日）

上告審判決 県側勝訴（令和4年12月21日）

(2) 理由趣旨

原告は、復職支援プログラムを当初相当程度実行できていたが、徐々に遅刻や体調不良による早退・欠勤を続け、ついにほとんど出勤しなくなり復職支援プログラムが実行できなくなったことが認められる。また、健康審査会によりA1の答申に至る過程に疑わしい点は認められない。

よって、県教育委員会が、本件免職処分をしたことは、その基礎とされた重要な事実に誤認があったとはいはず、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くということもないことから、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとは認められず、本件免職処分は適法にされたものであり、原告の請求には理由がない。